

分科会E「診療所の医療安全：歯科診療所の課題」

■テーマ：歯科診療所における医療安全の行動目標とその取り組み

●医療安全の環境整備に一層取り組む

日本歯科医師会常務理事 瀬古口 精良

医療事故調査制度が平成27年10月1日から施行となりました。

本会ではこれに伴い、都道府県歯科医師会の医療安全担当理事にお集まりいただき、連絡協議会と医療安全研修会を開催しました。

そのなかで厚生労働省、日本医師会から制度の概要について講演いただき、また都道府県歯科医師会が現在対応されている医療相談の情報共有等、会員に医療安全に関する情報の提供を図っているところ

です。このたび医療安全全国共同行動が開催した全国フォーラムは、医療法改正にあわせた時機を得たものとなり、医療関係者が一堂に会し、医療機関における医療安全への取り組みについて情報共有を図る等、その意識を一層高めることができたことは大変重要であります。またその結果として、国民が安心、安全で納得される医療を受けられることにつなげられるよう努力していくことは医療人としての責務であると認識しております。

これを踏まえて、日頃からの歯科診療に対する医療安全への心構えや環境整備について、より一層適切に取り組んでいく必要があります。患者さんとの普段からの意思疎通、信頼関係を築いていただくことはもちろん、平成19年に取りまとめた「歯科診療所における医療安全を確保するために」に記載されている内容について、今一度確認いただくよう、改めて会員にはお願いしているところです。

今回の全国フォーラムでは、分科会E「診療所の医療安全：歯科診療所の課題」と題して、歯科医師、歯科衛生士をはじめとする医療関係者にお集まりいただき、「歯科診療所における医療安全の行動目標とその取り組み」について講演をいたしました。

主な内容は、本会の事業活動と歯科診療所で実際に取り組むべき医療安全対策であり、

- ・毎年実施している歯科医療関係者感染症予防講習会への参加の呼びかけ
- ・本会が取りまとめている院内感染予防対策Q&Aに基づいた診療所の環境整備

などです。

このほか、医療安全全国共同行動では従来から医療安全対策における課題について、その解決に向けた行動目標を掲げているところですが、歯科診療所においてもよりきめの細かい実態に即した目標が必要として、このたびの講演において、「歯科診療所における医療安全行動目標と推奨する対策」を発表させていただきました。

この行動目標については、今後より具体的な内容を取りまとめ、歯科診療所における目標の実現に向けた環境整備がなされるよう対応を図るとともに、国民からより一層信頼される歯科医療の提供ができるよう、国に対してもその支援を求めていきたいと考えています。

● 歯科診療所における医療安全の行動目標とその取り組み

国立大学法人東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科 麻酔・生体管理学分野
助教（兼）同大学歯学部附属病院 医療安全管理室副室長、公益社団法人日本歯科
医師会 歯科医療安全対策委員会委員・同ワーキンググループ委員 宮本 智行

ごあいさつ

急速な高齢化が進む我が国においては、東日本大震災やさまざまな社会基盤の変化により、医歯学分野の発展もさることながら、全国の歯科診療所（平成 27 年 4 月末概数 68,810）をとりまく環境も大きく変わりつつあるのではないかと思います。一般社団法人医療安全全国共同行動など、全国的規模での患者安全に対する取り組みが推進されているところではございますが、「良質かつ安全な歯科診療を受けたい」という患者さんの切なる願いは、より一層に増しているのではないのでしょうか。

公益社団法人日本歯科医師会歯科医療安全対策委員会および同委員会ワーキンググループ（以下、WG）等におきましては兼ねてより、診療所の特性を踏まえ、歯科診療における医療の質および安全管理の向上を図るために、具体的な方策を検討して参りました（下記参照）。今回は本共同行動の診療所部会として、歯科診療所における医療安全の行動目標とその取り組みについて、ご参加の皆様とともに理解を深めてゆきたいと思っております。どうぞ宜しくお願い致します。

【歯科診療所における医療安全共同行動目標と推奨する対策（案） 行動目標 D: 歯科診療所における医療安全管理体制の整備】抜粋、一部改変

目標 D-1. 医療安全管理に関する総合的な体制整備

推奨する対策

- D-1-1. 医療安全管理の指針（マニュアル）の制定
- D-1-2. 医療安全管理の指針（マニュアル）の定期的な見直し
- D-1-3. 全職員に医療安全管理の指針（マニュアル）の周知徹底
- D-1-4. インシデント等（医療事故、ヒヤリ・ハット等含む）報告体制の制定
- D-1-5. 医療安全管理のための委員会（打ち合わせ）のほぼ毎月の開催
- D-1-6. 医療安全管理のための教育・研修の定期的な開催ならびに受講
- D-1-7. 医療安全管理責任者の配置
- D-1-8. 医薬品安全管理責任者および医療機器安全管理責任者（常勤歯科衛生士可能）の配置

目標 D-2. 診療録等の管理体制の整備

推奨する対策

- D-2-1. 診療録へのすみやかな診療情報の記載

[診療情報]

- A) 患者の主訴. B) 理学所見や検査所見などの客観的情報. C) 検査や治療の目的. D) 検査や治療の内容. E) 検査結果の所見, 評価と診断. F) 治療方針. G) インフォームド・コンセントに関する内容. H) 有害事象（医療事故）等の内容・状況 等

- D-2-2. 診療録の適切な管理・運用
- D-2-3. 診療録記載者の署名、又は押印の施行
- D-2-4. 説明文書、同意書の書式の制定
- D-2-5. 処方せんの記載内容（名称、用法用量等）の確認

目標 D-3. 常時留意すべき歯科診療における患者安全対策

推奨する対策

- D-3-1. 全身状態・服薬状況・禁忌・アレルギー等の情報共有
- D-3-2. 職員間での治療計画や指示内容などの確認
- D-3-3. 治療する部位とその内容の事前説明及び確認
- D-3-4. 患者の状態観察及び常に慎重な配慮の励行
- D-3-5. 口腔内への落下、誤飲・誤嚥防止対策等の励行
- D-3-6. 誤飲・誤嚥事故発生時の対応策の制定ならびに周知徹底

目標 D-4. 歯科技工物の管理

推奨する対策

- D-4-1. 歯科技工物、技工伝票等の保管、取違え防止
- D-4-2. (チャレンジ) 歯科技工物に不具合があった場合の追跡調査が可能なシステム構築

目標 D-5. 訪問歯科診療等の様々な歯科診療体制における安全管理体制整備

推奨する対策

- D-5-1. (チャレンジ) 訪問歯科診療等における安全管理指針等の整備
- D-5-2. (チャレンジ) 様々な状況（急患、車椅子上で診療等）への対応
- D-5-3. (チャレンジ) 様々な患者管理法（全身麻酔、精神鎮静法等）における指針等の制定及び実践
- D-5-4. (チャレンジ) 口内および口外法エックス線写真やCT等放射線検査に関する安全管理体制の整備

●国立日本歯科衛生士会の医療安全への取り組み

公益社団法人日本歯科衛生士会
病院診療所委員会 武藤 智美

平成19年の改正医療法を受け、歯科衛生士も医療安全に関する十分な知識と技能、的確な対応力を身につけて業務に臨むことが求められている。歯科衛生士はその大半が歯科診療所に勤務しているため、歯科診療所の医療安全を担う者として、安心・安全な歯科医療サービスを提供できるよう研鑽を積むことが必要不可欠となっている。日本歯科衛生士会はそれを支援するため、様々な活動を行っている。

今回の医療安全全国フォーラム2015分科会Eでは、日本歯科衛生士会の医療安全の取り組み内容を紹介し、併せて、5年毎に会員を対象として実施している歯科衛生士勤務実態調査のなかから、医療安全に関する内容を抜粋し、報告させていただいた。今回は、この調査から読み取れる歯科衛生士の医療安全に関する勤務の実態について、会場の皆様と認識を共有し、今後、歯科衛生士会が取り組むべき課題を見出せるよう、公益社団法人日本歯科医師会のご配慮により報告の時間をいただいた。

日本歯科衛生士会は、平成19年度に「歯科衛生士のための医療安全マニュアル」を作成、翌年にはそのマニュアルを基にした「医療安全管理チェックシート」を作成し、歯科衛生士の医療安全に関する知識・技術の普及啓発を行った。

超高齢社会を迎え、歯科診療所においても高齢者や有病者の受診が増加していくことから、歯科衛生士も全身管理についての知識や急変時の対処方法などを身につけておくことが求められている。そこで、日々の診療の中で患者の急変時には全身状態を的確に把握し、すみやかな行動がとれるよう、平成21年に「始めよう!! 救急蘇生トレーニング」を作成し、平成22年に救急蘇生のガイドラインが改訂されたことを受け、平成23年に一部改訂し、簡単に歯科衛生士がダウンロードして使用できるよう、HPに掲載した。また、平成27年の改訂にともない、歯科衛生士向けの改訂版を作成する予定である。

さらに、近年の取り組みとしては、日本歯科衛生士会生涯研修制度の基本研修に医療安全カリキュラムを追加したことである。生涯研修制度の目的は、歯科保健医療ニーズの変化および技術の進歩に伴う臨床的、実践的な知識、技術の習得を図り、国民の保健・医療・福祉の増進に寄与することである。これまでの「歯周治療の基本技術」「摂食・嚥下機能療法の基本技術」「リフレッシュコース」に加え、「歯科診療所等における医療安全管理対策」「周術期の口腔ケア」が追加され、全国47都道府県歯科衛生士会は医療安全カリキュラムを含む研修会を開催することとなった。平成26年度は初年度であったが、全国28都道府県が合計59回の医療安全に関する研修会を開催し、1880名が受講した。今後、さらに全国の歯科衛生士会が取り組んでいくことで、多くの歯科衛生士が医療安全に関する研鑽を積み重ねていくことが大切であると考えている。

すべての医療機関において医療安全管理のための体制を確保することが義務付けられ、歯科衛生士もその業務を担うべく、日々努力していかなければならない。今後も日本歯科衛生士会と都道府県歯科衛生士会が連携し、歯科診療の現場に必要な医療安全に関する教育研修の充実が図られるよう努力していきたい。今回の医療安全全国共同行動を通して、全国の歯科衛生士が医療安全を考える機会となれば幸いである。